

上市町告示第74号

上市町子育て環境検討プロジェクト会議の設置及び運営に関する要綱を次のように定める。

令和3年10月11日

上市町長 中川 行孝

上市町子育て環境検討プロジェクト会議の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 子育て環境を女性目線で点検し、子育て関係者のニーズに即した効果的かつ効率的な子育て支援制度の充実を図るため、上市町子育て環境検討プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクト会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 子育て環境の現状分析及び子育て関係者のニーズ把握に関すること。
- (2) 子育て関係者のニーズに即した子育て支援策の充実に関すること。
- (3) その他プロジェクト会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクト会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 プロジェクト会議に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により、これを定める。

3 会長は、会務を総理し、プロジェクト会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクト会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときはプロジェクト会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 プロジェクト会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。